

岩手県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 一戸町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 一戸都市計画下水道事業一戸町公共下水道
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 平成24年岩手県告示第545号及び平成28年岩手県告示第288号の事業地のうち、二戸郡一戸町一戸字越田橋を削る。
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成24年8月7日から平成33年3月31日まで